

<付属資料>①調査票

厚生労働省要請研究

社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査

— ご協力をお願い —

法律改正に伴い、パート・アルバイトなど短時間労働者に対する、社会保険（厚生年金・健康保険）の適用範囲が、週の所定労働時間 20 時間以上、月額賃金 8.8 万円以上、雇用見込み期間 2 ヶ月超のすべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大されました。こうした改正が、常用雇用者 501 人以上の企業に対しては 2016 年 10 月、101 人以上の企業は 2022 年 10 月から適用されており、51 人以上の企業に対しても 2024 年 10 月より適用される見通しです（下図）。本調査は、こうした改正への対応状況等を把握するため、厚生労働省年金局年金課からの研究要請に基づき、同省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（<https://www.jil.go.jp>）が実施するものです。

民間信用調査機関が保有する企業データベースより無作為に抽出された企業を対象に調査票を配布し、ご協力をお願いしています。ご記入いただいた内容は統計的に処理され、貴社名が特定されたり、回答がそのままの形で公表されることは一切、ありません。調査結果は、今後の労働政策を検討するための重要な基礎資料となりますので、要務ご多端のところ誠に恐縮ですが、ご回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。



— ご記入にあたって —

- 特にことわりのない限り、本年（2022年）11月1日現在の状況をご記入ください。
- 本調査は、企業を単位として行います。そのため、本社だけでなく支店や出張所、工場、研究所、店舗、営業所など、すべての事業所を含めた全体の状況についてご記入ください。
- 「1つに○」「該当すべてに○」など回答方法に留意しながら、前から順にご記入ください。
- 終了後は返信用封筒に入れ、本年（2022年）11月30日（水曜）までに、郵便ポストにご投函ください。
- 調査票の発送・回収・入力、民間の調査機関である株式会社日本統計センターに委託しています。記入方法などのご不明点は、下記までお問い合わせください。

【 お問合せ窓口 】 <専用フリーダイヤル・無料> **0120 - 980 - 110**

受付時間 土日・祝日を除く 9:00～12:00 / 13:00～18:00

FAX : 03-3866-4944 / Email : chosa3@ntc-ltd.com

(調査主体) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 担当：渡邊、多和田

(調査票の発送・回収・入力委託先) 株式会社日本統計センター 担当：松永、原田



I 貴社の概要について

問1、本社の所在地は、どこですか（都道府県名を記入）。 （ ）

問2、主たる業種は、何ですか（1つに○）。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 鉱業、採石業、砂利採取業 | 10. 学術研究、専門・技術サービス業 |
| 2. 建設業 | 11. 宿泊業、飲食サービス業 |
| 3. 製造業 | 12. 生活関連サービス業、娯楽業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 13. 教育、学習支援業 |
| 5. 情報通信業 | 14. 医療、福祉 |
| 6. 運輸業、郵便業 | 15. 複合サービス事業（郵便局、協同組合など） |
| 7. 卸売業、小売業 | 16. サービス業（他に分類されないもの） |
| 8. 金融業、保険業 | 17. その他（ ） |
| 9. 不動産業、物品賃貸業 | |

問3、雇用者の人数規模※は、どれくらいですか（1つに○）。

※正社員・それ以外を問わず、直接雇用されている、すべての労働者（契約期間が1ヶ月未満は除く）の合計。
（人材派遣会社の場合は、他社に派遣している労働者も含めてください。）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 10人以下 | 4. 51～100人 |
| 2. 11～30人 | 5. 101～500人 |
| 3. 31～50人 | 6. 501人以上 |

付問、上記の雇用者のうち、常用の人数割合※はどれくらいですか（1つに○）。

$$\text{※} \frac{\text{正社員・それ以外を問わずフルタイムの人数} + \text{週の労働時間(残業含む)と月の労働日数がフルタイムの3/4以上の人数}}{\text{雇用者総数}}$$

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 25%未満 | 3. 50%以上 75%未満 |
| 2. 25%以上 50%未満 | 4. 75%以上 |

問 4, 経営組織を、教えてください（1つに○）。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 個人経営 | 4. 会社以外の法人※1 |
| 2. 株式会社、有限会社、相互会社 | 5. 外国に本社・本店等がある会社 |
| 3. 合名会社、合資会社、合同会社 | 6. 法人でない団体※2 |

※1 公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等。

※2 法人格のない労働組合、後援会、協議会等。

問 5, 厚生年金・健康保険の適用事業所※ですか（1つに○）。

※正社員に、厚生年金・健康保険が適用されていれば「適用事業所」です。

1. はい
2. いいえ ⇒調査は終了です

問 6, 2021年度の経常利益額の、2019年度と比較した増減を教えてください（1つに○）。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 大幅に（+15%以上）増加 | 4. やや（-5%以上 15%未満）減少 |
| 2. やや（+5%以上 15%未満）増加 | 5. 大幅に（-15%以上）減少 |
| 3. 横ばい（±5%未満の増減） | 6. 企業の設立から4年未満 |

問 9, 雇用者のうち、『常用雇用者』の人数規模※を教えてください（1つに○）。

※ 正社員・フルタイムの人数 + 週の労働時間(残業含む)と月の労働日数がフルタイムの3/4以上の人数
(問3で回答した『常用の人数割合』に相当する、人数規模をお伺いするものです。)

- | | | | |
|------------|----------|-------------|-----------------|
| 1. 10人以下 | } 問 10 へ | 5. 101～500人 | ⇒問 12 (8 ページ) へ |
| 2. 11～30人 | | 6. 501人以上 | ⇒問 11 (7 ページ) へ |
| 3. 31～50人 | | | |
| 4. 51～100人 | | | |

III 厚生年金・健康保険の適用拡大への対応状況等について

問 10 は、『常用雇用者』が『 100 人以下 』の企業（問 9 で 1～4 と回答）がお答えください

問 10, 常用雇用者が 100 人以下の企業に伺います。短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超の、すべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大されたことを、ご存じですか（1つに○）。

1. 内容まで知っている
2. 内容まではわからないが、改正が行われたことは知っている
3. 知らない・わからない

付問 A, 労使合意に基づき申請することで、上記①～③すべての要件を満たす自社の短時間労働者に厚生年金・健康保険を適用することができる制度特例を、ご存じですか（1つに○）。

1. 内容まで知っている
2. 内容まではわからないが、制度特例が設けられたことは知っている
3. 知らない・わからない

6 ページへお進みください

付問 B, 厚生年金・健康保険の適用拡大要件 (①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超) のすべてを満たす、短時間労働者 (学生除く) を雇用していますか (1 つに○)。

1. いる ⇒付問 C へ
2. いない ⇒問 18 (最後のページ) へ

付問 C, 厚生年金・健康保険の適用拡大に伴う制度特例を、活用する意向はありますか (1 つに○)。

1. 既に申請して適用済または申請中
 2. 適用を申請する見通し
 3. 適用を申請するつもりはない ⇒付問 D~E へ
 4. 未定・分からない ⇒付問 E へ
- 問 13 (8 ページ) へ

付問 D, 適用を申請しない理由は、何ですか (該当すべてに○)。

1. 任意だから (義務ではないから)
2. 人件費の増加につながるから
3. 短時間労働者自身が希望しない (と思う) から
4. 労働者の同意を得るなど、手続きが大変だから
5. 親会社の方針やグループ会社の動向に準じるから
6. その他 (具体的に)

付問 E, 短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用する場合には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度を、ご存じですか (1 つに○)。

1. 知っている
2. 知らない

回答後、『常用雇用者』が『 51~100 人 』の企業 (問 9 で 4 と回答) は問 13 (8 ページ) へ
上記以外は、問 18 (最後のページ) へお進みください

問 11 は、『常用雇用者』が『 501 人以上』の企業（問 9 で 6 と回答）がお答えください

問 11、常用雇用者が 501 人以上の企業に伺います。2016 年 10 月より、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超の、すべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大されました。こうした要件を満たす短時間労働者（対象者）の、雇用状況を教えてください（1 つに○）。

1. 2016 年 10 月当時も、現在もいる ⇒付問 (X) ～ (Y) へ
 2. 2016 年 10 月当時はいないが、現在はいる ⇒付問 (Y) へ
 3. 2016 年 10 月当時はいたが、現在はいない
 4. 2016 年 10 月当時も、現在もいない
- } 問 18 (最後のページ) へ

付問 (X)、2016 年 10 月当時、短時間労働者（対象者）とおおむねどのような対応方針で、調整を行いましたか（1 つに○）。

1. できるだけ、適用する
2. どちらかといえば、適用する
3. 中立（短時間労働者の意向にまかせる）
4. どちらかといえば、適用しない
5. できるだけ、適用しない
6. 何とも言えない・わからない
7. 2016 年 10 月当時は、対象事業所ではなかった

付問 (Y)、現在、短時間労働者（対象者）とおおむねどのような対応方針で、調整を行っていますか（1 つに○）。

1. できるだけ、適用する
 2. どちらかといえば、適用する
 3. 中立（短時間労働者の意向にまかせる）⇒問 14～15（8～9 ページ）へ
 4. どちらかといえば、適用しない
 5. できるだけ、適用しない
 6. 何とも言えない・わからない ⇒問 16（10 ページ）へ
- } 問 15（9 ページ）へ
} 問 14（8 ページ）へ

問 12 は、『常用雇用者』が『 101～500 人 』の企業（問 9 で 5 と回答）がお答えください

問 12, 常用雇用者が 101～500 人の企業に伺います。短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超の、すべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大されました。こうした要件を満たす短時間労働者（対象者）の、雇用状況を教えてください（1 つに○）。

1. いる 問 13 へ
2. 改正前はいたが、現在はいない 問 13 へ
3. 改正前も、現在もない ⇒問 17（11 ページ）へ

問 13～16 は、『常用雇用者』が『 500 人以下 』の企業（問 9 で 1～5 と回答）がお答えください

問 13, 常用雇用者が 500 人以下の企業に伺います。短時間労働者に新たに厚生年金・健康保険が適用されるのに伴い、対象者とおおむねどのような方針で、調整を行いましたか（行いますか）（1 つに○）。

1. できるだけ、適用する 問 15（9 ページ）へ
2. どちらかといえば、適用する 問 15（9 ページ）へ
3. 中立（短時間労働者の意向にまかせる）⇒問 14～15 へ
4. どちらかといえば、適用しない 問 14 へ
5. できるだけ、適用しない 問 14 へ
6. 未定・わからない ⇒問 16（10 ページ）へ

問 14, 厚生年金・健康保険の新たな適用を、回避した（する）理由は何ですか（該当すべてに○）。

1. 人件費の増加につながるから
2. 短時間労働者自身が希望しないから
3. 親会社の方針やグループ会社の動向に準じるから
4. その他（具体的に)

付問, 短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度を、ご存じですか（1 つに○）。

1. 知っている
2. 知らない

回答後、問 13 で「 3（中立）と回答 」した企業は問 15 へ
上記以外は、問 16（10 ページ）へお進みください

問 15, 厚生年金・健康保険の適用を、新たに推進した(する)理由は何ですか(該当すべてに○)。

1. 短時間労働者の必要人数を確保したいから(人手不足だから、求人への優位性を高めたいから)
2. 短時間労働者により長い労働時間、働いてもらいたいから
3. 短時間労働者の待遇を改善し、定着を図りたいから
4. 短時間労働者自身が、希望した(している)から
5. 適用を回避すると、業務等に支障が出るから(離職等につながるから)
6. 週20時間未満では、雇用保険も適用されないから
7. 法律改正で決まったことだから(ありのまま、法令を遵守するため)
8. 親会社の方針やグループ会社の動向に準じるから
9. 企業イメージが向上するから(適用回避は、企業イメージが悪化するから)
10. その他(具体的に)

付問, 短時間労働者の週の所定労働時間を3時間以上延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう一定額以上、昇給したうえで、週の所定労働時間を1～3時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合には、「キャリアアップ助成金」(中小企業で5.5～14万円、大企業で4.1～10.5万円)が支給される可能性があります。これを活用しましたか(活用する予定はありますか)(1つに○)。

1. 既に、活用
2. 今後、活用予定
3. 活用予定なし
4. 未定・わからない

活用しない理由は、何ですか(該当すべてに○)。

1. 特に必要ないから
2. 助成金制度があることを知らなかったから
3. 手続きが面倒だから
4. 支給要件(所定労働時間の延長)が厳しいから
5. 支給要件(昇給)が厳しいから
6. 助成金の受給資格がないから(労働関係の法令違反等)
7. その他(具体的に)

問 16, 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大に対応するため、雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか（行いますか）（1つに○）。

1. 見直しを行った（行う）
 2. 行っていない（行わない）
 3. 未定・わからない
- 本ページ下の案内※に沿ってお進みください

付問, 具体的に、どのような見直しを行いましたか（行いますか）（該当すべてに○）。

適用推進
のため

1. 対象者の所定労働時間を延長（これに伴う人数抑制含む）
 2. 対象者を正社員へ転換
 3. 新規求人にあたり、所定労働時間を延長（これに伴う人数抑制含む）
 4. 新規求人にあたり、できるだけ正社員を採用

適用回避
のため

5. 対象者の所定労働時間を短縮（これに伴う人数増大含む）
 6. 対象者の月額賃金の設定を引下げ
 7. 新規求人にあたり、所定労働時間を短縮（これに伴う人数増大含む）
 8. 新規求人にあたり、月額賃金の設定を引下げ
 9. 新規求人にあたり、雇用見込み期間を2ヶ月未満に抑制
 10. できるだけ、（適用除外の）学生を活用
 11. できるだけ、70歳以上の高齢者を活用
 12. 短時間労働者の仕事を、派遣労働者や業務委託に切換え
 13. 短時間労働者の仕事を、省力化（機械化・自動化等）
 14. 短時間労働者の仕事（事業）を、廃止・削減
 15. その他（具体的に)

※回答後、『常用雇用者』が『 101～500人 』の企業（問9で5と回答）は問17（11ページ）へ
 上記以外は、問18（最後のページ）へお進みください

問 17 は、『常用雇用者』が『 101～500 人 』の企業（問 9 で 5 と回答）がお答えください

問 17, 常用雇用者が 101～500 人の企業に伺います。厚生年金・健康保険の適用拡大に伴い、短時間労働者の「雇用者数」や「所定労働時間の平均的な長さ」は、どのように変化しましたか（短時間労働者の契約期間等に合わせて前倒しで見直した場合も含め、適用拡大を主な理由とする変化について教えてください）（それぞれ 1 つに○）。

雇用者数

1. 増加（+10%以上）した
2. やや増加（+5%以上 10%未満）した
3. 横ばい（±5%未満）で推移した
4. やや減少（-5%以下 10%未満）した
5. 減少（-10%以下）した
6. 何とも言えない・わからない

所定労働時間の平均的な長さ

1. 大幅に（+15%以上）長くなった
2. やや（+5%以上 15%未満）長くなった
3. 横ばい（±5%未満）で推移した
4. やや（-5%以下 15%未満）短くなった
5. 大幅に（-15%以下）短くなった
6. 何とも言えない・わからない

付問, 厚生年金・健康保険の適用拡大に伴い、必要な労働力の確保状況はどのようになりましたか（1 つに○）。

1. 改善した
2. 変わらない
3. 悪化した
4. 何とも言えない・わからない

回答後は、問 18（最後のページ）へお進みください

IV 厚生年金・健康保険の適用拡大への対応意向等について

問 18、今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大※が行われた場合には、どのような対応を行うと
 思いますか（1つに○）。 ※例えば、規模要件や賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等。

- | | |
|--|--------------|
| 1. 短時間労働者自身の希望に基づき、適用を推進する | ⇒付問(a)~(c)へ |
| 2. 短時間労働者自身の希望を踏まえつつ、会社側の事情も交えて
適用可否を判断する（一定割合に適用推進する一方、一定割合の適用を回避する） | } 付問(b)~(c)へ |
| 3. 短時間労働者自身の希望に関係なく、適用を回避する | |
| 4. 何とも言えない・わからない | |

付問(a)、厚生年金・健康保険の適用を、新たに推進する理由は何ですか（該当すべてに○）。

1. 短時間労働者の必要人数を確保したいから（人手不足だから、求人の優位性を高めたいから）
2. 短時間労働者により長い労働時間、働いてもらいたいから
3. 短時間労働者の待遇を改善し、定着を図りたいから
4. 短時間労働者自身が、希望している（と思う）から
5. 適用を回避すると、業務等に支障が出るから（離職等につながるから）
6. ありのまま、法令を遵守するため
7. 企業イメージが向上するから（適用回避は、企業イメージが悪化するから）
8. その他（具体的に _____）

付問(b)、厚生年金・健康保険に加入できる条件が掲げられた求人が、人材の確保に有効かどうか
 について、どのように考えていますか（1つに○）。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 非常に、有効だと思う | 4. どちらかといえば、関係ないと思う |
| 2. どちらかといえば、有効だと思う | 5. まったく、関係ないと思う |
| 3. 何とも言えない・わからない | |

付問(c)、短時間労働者を活用する上で、課題になっていることはありますか（該当すべてに○）。

1. 労働力確保（人手不足）
2. 就業調整（による就労制限）
3. 新型コロナ禍の影響（事業展開や企業業績、景気見通し等）
4. 最低賃金引上げへの対応
5. 同一労働同一賃金ルールへの対応（賞与や諸手当の支給、定年再雇用者の待遇等）
6. 自動化、省力化等との両立
7. その他（具体的に _____）
8. 特になし

— 調査は終了です。ご協力いただき、誠に有り難うございました。 —

アンケート画面開始

Page 1

「働き方に関するアンケート調査」

このアンケート調査では「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化」や「社会保険の今後の適用拡大に対する考え方」等について伺います。

そのため、ご自身の社会保険の現在の加入状況をあらかじめ、ご確認くださいとともに、「社会保険の適用拡大」の詳細がわからない場合は、[【厚生労働省・社会保険適用拡大特設サイト】](https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/dai1hihokensha/)
(<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/dai1hihokensha/>)もご参照ください。

また、アンケート調査の中では、月収や年収、個人属性(分析に必要な範囲)等についても伺いますが、

ご回答はすべて個人が特定できないよう処理した上で、使用いたします。

ご協力いただける場合は、「次へ」ボタンを押して回答を始めてください。

次へ

0 50 100(%)

SC1

あなたの性別を教えてください。

1 男性2 女性

次へ

0 50 100(%)

SC2

あなたは現在、何歳ですか。

歳

次へ

0 50 100(%)

SC3

あなたは学生ですか。

- 1 はい
- 2 いいえ

次へ

0 50 100(%)

SC4

あなたが現在、居住している地域を教えてください。

-- ▼

次へ

0 50 100(%)

SC5

あなたの現在の、就業形態・状況を教えてください。

※複数の仕事を掛け持ちしている場合は「主な仕事(収入がもっとも高い仕事)」について教えてください。(以降同じ)

- 1 正社員(役員を除く)
- 2 パートタイマー・アルバイト
- 3 契約社員・嘱託
- 4 派遣労働者
- 5 自営業(個人事業主)・内職
- 6 家業の手伝い、その他
- 7 働いていない(求職活動中を含む)

次へ

0 50 100(%)

SC6

あなたは、現在の勤め先の正社員として定年を迎えた「再雇用社員」ですか。

- 1 はい(再雇用社員である)
2 いいえ

次へ

0 50 100(%)

SC7

あなたの1週間あたりの所定労働時間は、どれくらいですか。

※複数の仕事を掛け持ちしている場合は、「主な勤め先」での状況について教えてください。(以降、同じ)

※本調査で「フルタイム」とは、勤め先の正社員と同じ所定労働時間の長さを指します。

- 1 週16時間未満
2 週16時間以上、20時間未満
3 週20時間以上、30時間未満
4 週30時間以上、フルタイム未満
5 フルタイム

次へ

0 50 100(%)

アンケート画面開始

Page 1

Q1_1

あなたの現在の婚姻状況を教えてください。

- 1 既婚(配偶者がいる、事実婚含む)
 2 未婚(配偶者はいない)
 3 離婚・死別(配偶者はいない)

Q1_2

あなたは世帯主ですか。

- 1 はい
 2 いいえ

次へ

0 50 100(%)

Page 2

Q2

あなたの世帯は、何人ですか。

- 1 1人(あなたのみ)
 2 2人
 3 3人
 4 4人
 5 5人以上

次へ

0 50 100(%)

Q3

あなたの世帯で、健康保険上の被扶養者は何人ですか。

- 1 0人(いない)
- 2 1人
- 3 2人
- 4 3人
- 5 4人
- 6 5人以上
- 7 わからない

次へ

0 50 100(%)

Q4

2021年(昨年)の、あなたの個人年収(税込)を教えてください。

- 1 100万円以下
- 2 100万円超、103万円以下
- 3 103万円超、106万円以下
- 4 106万円超、130万円以下
- 5 130万円超、150万円以下
- 6 150万円超、195万円以下
- 7 195万円超、201万円以下
- 8 201万円超、300万円以下
- 9 300万円超

次へ

0 50 100(%)

Q5

2021年(昨年)の、世帯全体の年収(税込)※を教えてください。

※あなたも含めたすべての世帯員の収入を合計した金額。

- 1 150万円以下
- 2 150万円超、300万円以下
- 3 300万円超、450万円以下
- 4 450万円超、600万円以下
- 5 600万円超、750万円以下
- 6 750万円超、900万円以下
- 7 900万円超
- 8 わからない

次へ

0 50 100(%)

Q6

短時間労働者という形態で、働いている理由は何ですか。(いくつでも)

- 1 自分の都合の良い日や時間帯に働きたいから
- 2 労働時間や出勤日数が短いから
- 3 就業調整(年収や労働時間の調整)ができるから
- 4 軽易な仕事をしたいから
- 5 辞めやすいから
- 6 休みやすいから
- 7 時間を有効に使えるから
- 8 資格・技能を活かして働きたいから
- 9 企業や職場、組織に拘束されたくないから
- 10 すぐに働き始めたかったから
- 11 正社員としての働き口が見つからなかったから
- 12 育児・介護等の事情があるから
- 13 正社員として働くことを家族に反対されているから
- 14 正社員として働くことが体力的に難しいから
- 15 通勤が容易だから
- 16 転勤がないから
- 17 他に本業があるから・副業できるから
- 18 その他(具体的に)

次へ

0 50 100(%)

Q7_1

あなたの勤め先の、主な業種を教えてください。

※派遣労働者の方は、派遣先の会社についてお答えください。

- 1 建設業
- 2 製造業
- 3 電気・ガス・熱供給・水道業
- 4 情報通信業
- 5 運輸業
- 6 卸売業、小売業
- 7 金融業、保険業
- 8 不動産業、物品賃貸業
- 9 宿泊業
- 10 飲食サービス業
- 11 生活関連サービス業、娯楽業
- 12 その他サービス業
- 13 教育、学習支援業
- 14 医療、福祉
- 15 郵便局、協同組合
- 16 その他
- 17 わからない

次へ

0 50 100(%)

Q7_2

あなたの仕事の、職種を教えてください。

※職種分類表をご参照ください。

職種	職種内容
1 管理的な仕事	課(課相当を含む)以上の組織の管理的仕事に従事する者。例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2 専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者、及び医師、法律、芸術その他の専門的な仕事に従事する者。例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、空想家、速記者など
3 事務的な仕事	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にある者の監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務、及び事務用機械操作の仕事に従事する者。例えば、一般事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、運送料金係など
4 販売の仕事	商品(サービスを含む)・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の販売・製造などに関する取引上の動員・交渉・受注の仕事に従事する者。例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5 サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス、及びその他のサービスの仕事に従事する者。例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、配膳係、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、広告ビラ配達員など
6 保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者。例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7 生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組み立て・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事、及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者。例えば、生産設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立・修理工、自動車整備工、製品検査工など
8 輸送・機械運転の仕事	機関車、電車、自動車、船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械、及び建設機械を操作する仕事に従事する者。例えば、電車運転士、バス運転士、営業用乗用自動車運転士、貨物自動車運転士、航海士・運航士、水先人、機関士、航空機操縦士など
9 建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事にかかる作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・探掘・採取・選別の仕事に従事する者(ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」)。例えば、とび職、鉄筋工、大工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、通信線架線工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採掘員など
10 運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者。例えば、船内・沿岸・陸上での荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、清掃従事者、包装工など
11 その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者

※画像クリックで拡大します。

- 1 管理的な仕事
- 2 専門的・技術的な仕事
- 3 事務的な仕事
- 4 販売の仕事
- 5 サービスの仕事
- 6 保安の仕事
- 7 生産工程の仕事
- 8 輸送・機械運転の仕事
- 9 建設・採掘の仕事
- 10 運搬・清掃・包装等の仕事
- 11 その他の仕事

次へ

0 50 100(%)

Q8

あなたの勤め先は、法人ですか、個人事業所ですか。

- 1 法人
- 2 個人事業所
- 3 わからない

次へ

0 50 100(%)

あなたの勤め先の、人数規模を教えてください。

※派遣労働者の方は、派遣元の会社についてお答えください。

Q9_1

あなたの勤め先の、企業全体の雇用者数を教えてください。

※複数の事業所がある場合は、すべて合算した人数をお答えください。また、正社員だけでなく、パート・アルバイトなどすべての人数を含めてください。

- 1 50人以下
- 2 51人以上、100人以下
- 3 101人以上、500人以下
- 4 501人以上
- 5 わからない

Q9_2

上記のうち、週の所定労働時間が30時間未満の人を除いた、常用雇用者数を教えてください。

- 1 50人以下
- 2 51人以上、100人以下
- 3 101人以上、500人以下
- 4 501人以上
- 5 わからない

次へ

0 50 100(%)

Q10

あなたと勤め先の間、1回あたりの契約期間の長さ(直近)を教えてください。

※派遣労働者の方は、勤め先=派遣元の会社(派遣会社)としてお答えください。

- 1 2ヶ月未満
- 2 2ヶ月以上～6ヶ月未満
- 3 6ヶ月
- 4 6ヶ月超～1年未満
- 5 1年
- 6 1年超
- 7 期間の定めはない(無期契約)
- 8 わからない

次へ

0 50 100(%)

Q11

現在の勤め先での、あなたの勤続年数を教えてください。

※派遣労働者の方は、現在の勤め先=派遣元の会社(派遣会社)としてお答えください。

- 1 6ヶ月以内
- 2 6ヶ月超～1年以内
- 3 1年超～3年以内
- 4 3年超～5年以内
- 5 5年超～10年以内
- 6 10年超

次へ

0 50 100(%)

Q12

あなたは現在、労働組合に加入していますか。

※派遣労働者の方は、勤め先=派遣元の会社(派遣会社)としてお答えください。

- 1 勤め先の、労働組合に加入している
- 2 勤め先以外の、労働組合(職種別や地域のユニオン等)に加入している
- 3 加入していないが、勤め先の労働組合の加入資格はある
- 4 加入しておらず、勤め先の労働組合の加入資格もない(勤め先に労働組合なしを含む)
- 5 加入しておらず、勤め先の労働組合の加入資格はわからない(労働組合の有無不明を含む)

次へ

0 50 100(%)

Q13

あなたの月額賃金※は、どれくらいですか。

※月収のうち、残業代や諸手当、交通費等を除いた、いわゆる基本給部分。

- 1 月7万円未満
- 2 月7万円以上、8.8万円未満
- 3 月8.8万円以上、10万円未満
- 4 月10万円以上、12.5万円未満
- 5 月12.5万円以上、15万円未満
- 6 月15万円以上、17.5万円未満
- 7 月17.5万円以上、20万円未満
- 8 月20万円以上

次へ

0 50 100(%)

Q14_1

あなたは現在、社会保険(年金)に、どのような形で加入していますか。

- 1 国民年金に加入(第1号被保険者)
- 2 厚生年金に加入(第2号被保険者)
- 3 厚生年金に加入する配偶者の被扶養者(第3号被保険者)
- 4 その他

次へ

0 50 100(%)

Q14_2

あなたは現在、社会保険(医療保険)に、どのような形で加入していますか。

- 1 国民健康保険に加入
- 2 被用者(健康)保険に加入
- 3 被用者(健康)保険に加入する家族の被扶養者
- 4 その他

次へ

0 50 100(%)

Q15_1

あなたは、短時間労働者にも厚生年金・健康保険が適用されることを知っていますか。

※厚生年金・健康保険が適用されている事業所にお勤めの場合、基本的に、週の所定労働時間が30時間以上の「常用雇用者」であれば適用されます。

更に、一定規模の企業にお勤めの場合は、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③雇用見込み期間が2ヶ月超という、すべての要件を満たす短時間労働者(学生除く)にも適用されます。

- 1 知っている
2 知らない・わからない

次へ

0 50 100(%)

Q15_2

あなたの勤め先では、週の所定労働時間が30時間未満のパート・アルバイトなど短時間労働者※にも、厚生年金・健康保険が適用されていますか。

※①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③雇用見込み期間が2ヶ月超という、すべての要件を満たす場合に限ります。

- 1 2022年9月以前から、適用されている
2 2022年10月以降、適用されるようになった
3 適用されていない
4 わからない

次へ

0 50 100(%)

Q16

パート・アルバイトなどの短時間労働者※に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、2022年(本年)10月に、常用雇用者数101人以上の企業まで拡大されました。

あなたの働き方(所定労働時間の長さ)や社会保険の適用状況に、変化はありましたか。

※①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③雇用見込み期間が2ヶ月超という、すべての要件を満たす場合に限ります。

- 1 上記の適用拡大に関係なく、以前から厚生年金・健康保険が適用されている
- 2 厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える(維持できる)よう、所定労働時間を延長した(してもらった)
※所定労働時間を延長できる会社への転職を含む
- 3 所定労働時間はそのまま、厚生年金・健康保険が適用された
- 4 厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮した(してもらった)
※所定労働時間を短縮できる会社への転職を含む
- 5 厚生年金・健康保険は適用されておらず、働き方にも変化はないが、今後については検討している
- 6 厚生年金・健康保険は適用されておらず、今後も働き方を変える予定はない
- 7 その他 (具体的に)

次へ

0 50 100(%)

Q17

今後、どのようにしたいと考えていますか。

- 1 厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える(維持できる)よう、所定労働時間を延長したい
※所定労働時間を延長できる会社への転職を含む
- 2 働き方(所定労働時間)はそのまま、厚生年金・健康保険に加入したい
- 3 今後も厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮したい
※所定労働時間を短縮できる会社への転職を含む
- 4 わからない・何とも言えない
- 5 その他(具体的に)

次へ

0 50 100(%)

Q18_1

1週間の所定労働時間の長さを、どれくらい延長しましたか。

- 1 週2時間未満
- 2 週2時間以上、4時間未満
- 3 週4時間以上、6時間未満
- 4 週6時間以上、8時間未満
- 5 週8時間以上

Q18_2

1週間の所定労働時間の長さを、どれくらい延長したいですか。

- 1 週2時間未満
- 2 週2時間以上、4時間未満
- 3 週4時間以上、6時間未満
- 4 週6時間以上、8時間未満
- 5 週8時間以上

Q18_3

1週間の所定労働時間の長さを、どれくらい短縮しましたか。

- 1 週2時間未満
- 2 週2時間以上、4時間未満
- 3 週4時間以上、6時間未満
- 4 週6時間以上、8時間未満
- 5 週8時間以上

Q18_4

1週間の所定労働時間の長さを、どれくらい短縮したいですか。

- 1 週2時間未満
- 2 週2時間以上、4時間未満
- 3 週4時間以上、6時間未満
- 4 週6時間以上、8時間未満
- 5 週8時間以上

次へ

Q19_1

所定労働時間の延長に伴い、あなたの月額賃金※はどれくらい増加しましたか。

※月収のうち、残業代や諸手当、交通費等を除いた、いわゆる基本給部分。

- 1 月1万円未満
- 2 月1万円以上、2万円未満
- 3 月2万円以上、3万円未満
- 4 月3万円以上

Q19_2

所定労働時間の短縮に伴い、あなたの月額賃金※はどれくらい減少しましたか。

※月収のうち、残業代や諸手当、交通費等を除いた、いわゆる基本給部分。

- 1 月1万円未満
- 2 月1万円以上、2万円未満
- 3 月2万円以上、3万円未満
- 4 月3万円以上

次へ

0 50 100(%)

Q20_1

厚生年金が適用される以前の、あなたの社会保険(年金)の種類は何でしたか。

- 1 国民年金に加入(第1号被保険者)
- 2 配偶者が加入する被用者年金の被扶養配偶者(第3号被保険者)
- 3 その他

次へ

0 50 100(%)

Q20_2

被用者(健康)保険が適用される以前の、あなたの社会保険(医療保険)の種類は何でしたか。

- 1 国民健康保険に加入
- 2 家族が加入する被用者保険の被扶養者
- 3 その他

次へ

0 50 100(%)

Q21

厚生年金・健康保険に加入した理由を教えてください。(いくつでも)

- 1 保険料の負担が軽くなるから
- 2 将来の年金額を増やしたいから
- 3 障がい・遺族年金が充実するから
- 4 医療給付(傷病や出産時の手当金)が充実するから
- 5 収入を増やしたい(維持したい)から
- 6 (加入や収入に関係なく)現在の働き方を維持したい(所定労働時間を減らしたくない)から
- 7 (育児や介護の負担、病気の軽減等で)、より長く働けるようになったから
- 8 勤め先から(加入するよう)言われたから
- 9 周囲の人(家族や同僚等)に勧められたから
- 10 その他 (具体的に)

次へ

0 50 100(%)

Q22

月額賃金の減少を補うため、他社との掛け持ちや副業を始めたりましたか。

- 1 他の勤め先でも働き始めた
 2 上記以外の、副業を始めた
 3 特に何もしていない

次へ

0 50 100(%)

Q23

厚生年金・健康保険に加入しなかった理由を教えてください。(いくつでも)

- 1 手取り収入が減少するから
 2 加入するメリットがわからないから
 3 配偶者控除を受けられなくなるから
 4 配偶者の勤め先から手当(配偶者手当や家族手当等)が支給されない恐れがあるから
 5 健康保険の扶養から外れるから
 6 (育児や介護、病気等の事情で)働く時間を増やせないから
 7 勤め先から(加入しないよう)言われたから
 8 周囲の人(家族や同僚等)に勧められたから
 9 勤め先に(加入したいという)希望を言い難かったから
 10 周囲の動向を見てから、どうするか決めようと思っているから
 11 その他 (具体的に)

次へ

0 50 100(%)

Q24

2024年10月に、パート・アルバイトなどの短時間労働者※に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、常用雇用者数51人以上の企業まで拡大されますが、あなたはご自身の働き方をどうすると思いますか。

※①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上、③雇用見込み期間が2ヶ月超という、すべての要件を満たす場合に限ります。

- 1 ○ 既に、厚生年金・健康保険が適用されている(ため、影響はない)
- 2 ○ 厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える(維持できる)よう、所定労働時間を延長する
※所定労働時間を延長できる会社への転職を含む
- 3 ○ 働き方(所定労働時間)はそのまま、厚生年金・健康保険に加入する
- 4 ○ 厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮する
※所定労働時間を短縮できる会社への転職を含む
- 5 ○ 働き方(所定労働時間)は現状のままでも、厚生年金・健康保険は適用されない
- 6 ○ わからない・何とも言えない
- 7 ○ その他(具体的に)

次へ

0 50 100(%)

Q25

厚生年金・健康保険の適用基準が今後、更に緩和され、あなたの現在の働き方(所定労働時間等)が対象になったら、ご自身の働き方をどうすると思いますか。

- 1 ○ 厚生年金・健康保険が更に拡大されるなら、正社員として働く(働きたい)
- 2 ○ 厚生年金・健康保険が適用されるよう、かつ手取り収入が増える(維持できる)よう、所定労働時間を延長する
※所定労働時間を延長できる会社への転職を含む
- 3 ○ 働き方(所定労働時間)はそのまま、厚生年金・健康保険に加入する
- 4 ○ 厚生年金・健康保険が適用されないよう、所定労働時間を短縮する
※所定労働時間を短縮できる会社への転職を含む
- 5 ○ 自営業や個人請負等の独立した形態で働く(内職を含む)
- 6 ○ 働くことをやめる
- 7 ○ わからない・何とも言えない
- 8 ○ その他 (具体的に)

次へ

0 50 100(%)

Q26_1

働く時間をどれくらい、延長したいですか。

- 1 週2時間未満
- 2 週2時間以上、4時間未満
- 3 週4時間以上、6時間未満
- 4 週6時間以上、8時間未満
- 5 週8時間以上
- 6 具体的にはわからないが、できるだけ
- 7 わからない・何とも言えない

Q26_2

働く時間をどれくらい、短縮したいですか。

- 1 週2時間未満
- 2 週2時間以上、4時間未満
- 3 週4時間以上、6時間未満
- 4 週6時間以上、8時間未満
- 5 週8時間以上
- 6 具体的にはわからないが、できるだけ
- 7 わからない・何とも言えない

次へ

0 50 100(%)

Q27

厚生年金・健康保険に加入する理由を教えてください。(いくつでも)

- 1 保険料の負担が軽くなるから
- 2 将来の年金額を増やしたいから
- 3 障がい・遺族年金が充実するから
- 4 医療給付(傷病や出産時の手当金)が充実するから
- 5 収入を増やしたい(維持したい)から
- 6 (加入や収入に関係なく)現在の働き方を維持したいから
- 7 その他(具体的に)

次へ

0 50 100(%)

Q28

厚生年金・健康保険に加入しない理由を教えてください。(いくつでも)

- 1 手取り収入が減少するから
- 2 加入するメリットが分からないから
- 3 配偶者控除を受けられなくなるから
- 4 配偶者の勤め先から手当(配偶者手当や家族手当等)が支給されない恐れがあるから
- 5 健康保険の扶養から外れるから
- 6 (育児や介護、病気等の事情で)働く時間を増やせないから
- 7 勤め先に(加入したいという)希望を言い難いから
- 8 周囲の動向を見てから、どうするか決めようと思うから
- 9 その他 (具体的に)

次へ

0 50 100(%)

Q29

厚生年金・健康保険に加入できる条件の求人について、あなたはどのように感じますか。

- 1 非常に魅力的だと思う
- 2 どちらかといえば、魅力的だと思う
- 3 どちらかといえば、魅力的ではないと思う
- 4 まったく魅力的ではないと思う
- 5 わからない・何とも言えない

次へ

0 50 100(%)

厚生年金・健康保険の適用範囲に対する、あなたの考えを教えてください。

Q30_1

企業の規模によって、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が異なることについてどう思いますか。

※現在、適用対象となっていない企業についても、労使合意があれば特例適用されます。

- 1 納得できる
- 2 どちらかと言えば納得できる
- 3 どちらかと言えば納得できない
- 4 納得できない
- 5 わからない・何とも言えない

次へ

0 50 100(%)

Q30_2

個人事業所に勤める場合、業種によって(同じ働き方でも)厚生年金・健康保険が適用されるかどうかが変わってくること※について、どう思いますか。

※常時、雇用者5人以上が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所には社会保険が強制適用されますが、サービス業の一部(クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等)や農業、漁業等は、その限りではありません。(なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより、任意適用事業所となることができます)

- 1 納得できる
- 2 どちらかと言えば納得できる
- 3 どちらかと言えば納得できない
- 4 納得できない
- 5 わからない・何とも言えない

送信

0 50 100(%)